

北海道胆振東部地震 厚真町追悼式

北海道胆振東部地震の発災から3年目を迎え、令和3年北海道胆振東部地震厚真町追悼式が9月5日、厚真町総合福祉センターで執り行われました。



慰霊碑除幕式

追悼式に先立ち、隣接するつたえり公園(京町)では、ご遺族や町内の来賓など83人が参列して慰霊碑の除幕式が行われました。慰霊碑には、地震が発生した時刻の午前3時7分が刻まれました。碑文には、北海道で初めて観測された最大震度・震度7により明治以降最大規模の山腹崩壊や人里を襲う未曾有の土砂災害が発生し、全町に被害が広がったことも記されています。また、犠牲となられた37人がこの地で同じ時を生きていた証、郷土の未来を見守って欲しいとの願いも刻まれました。



追悼式終了後は自由献花方式となり、延べ177人が祭壇に花を手向けて手を合わせ、犠牲者に思いを寄せました。

新型コロナウイルス感染症で道内に緊急事態宣言が発出中だったため、ご遺族と町内の関係者のみで行われました。参列者83人は、犠牲者37人の祭壇に献花して冥福を祈り、復興への堅実な歩みを誓いました。宮坂町長は「町民一人ひとりの災害に立ち向かう姿勢とご理解・ご協力で、ここまで復旧を進めることができました。今後も被災者の皆さまに寄り添い、誰一人として取り残すことのない復旧・復興を目指して、たゆまぬ努力を続けるとともに、被災の記憶を継承し、防災意識社会の実現を目指していきます」と式辞を述べました。続いて、来賓の渡部議長が「今を生きる私たちは、犠牲になられた方の意思に報いるためにも北海道胆振東部地震の経験の中で得られた教訓を改めて心に刻み、顔を上げて前を向き、美しく住みよき故郷厚真を未来に引き継いでいかなければなりません」と追悼の辞を述べました。また、遺族代表の中田仁さんが「私たちは立ち止まりません。私の両親を含めた皆さんの思いを引き継ぎ、これからも厚真町の復興・発展に努めていきたいと思っております」とあいさつしました。

新型コロナウイルス感染症に関する

支援情報

小規模事業者経営持続化支援給付金(再延長分)

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、事業活動に影響を受けている小規模事業者に対し、固定経費等の一部を給付し、年度内にわたり支援します。

•対象者

中小企業基本法に基づく小規模企業者で次のいずれかに該当する方

- ①飲食店(酒類の提供を主とする宴会場やスナックなどを含む)
- ②宿泊業
- ③理髪店および美容院並びに令和2年2月の北海道の緊急事態措置に伴う休業要請の対象となった施設で、令和2年の売上等が前年と比べ30%以上減少している方

•給付額

令和3年8月1日から施行している「新型コロナウイルス感染症経営持続化対策事業交付金交付要綱(延長分)」(小規模事業者経営持続化支援給付金)に規定している給付額を基に、影響を受けている事業者に対して追加給付します。

給付額は、交付要綱(延長分)により給付した金額の2分の1の額とします。

延長分給付額	再延長分追加給付額
10万円	5万円
20万円	10万円
30万円	15万円

•給付要件

申請事業者は感染拡大防止対策や非接触型のキャッシュレス決済に積極的に取り組むこと

•申請期限

令和4年3月31日(木)

•申請窓口・問い合わせ

町商工会 ☎27-2456

町産業経済課 経済グループ ☎27-2486

厚真町飲食事業者等感染防止対策補助金

新型コロナウイルス感染症の長期化などに対応するため、対面サービスを提供する事業者が、感染防止対策を強化するために購入する備品などについて支援します。

•補助上限額

30万円(下限額1万5千円)

•補助率

3/4以内 ※補助金額は千円未満切り捨て

•対象事業者

町内に事務所または住所を有する個人、団体または法人で、次の5項目の要件を全て満たす事業者

- ①関係法令による許認可等が必要な事業の場合、当該許認可等を取得していること、または取得の見込みがあること
- ②厚真町暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第20号)第2条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと
- ③町税等の公租公課を滞納していないこと
- ④日本標準産業分類の中分類または小分類において規定されている次のいずれかの項目に該当する事業を営んでいること(飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、道路旅客運送業、宿泊業、持ち帰り・配達飲食サービス業、経済団体、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の教育、学習支援業、その他のサービス業)
- ⑤業務において対面でのサービスを提供する事業者

•受付期間

令和4年3月31日(木)まで

•補助対象経費

次のいずれかの対策に必要な消耗品、備品および修繕等で、令和3年5月16日から令和4年3月31日までに購入、設置、支払が完了するもの

- ①飛沫感染予防対策…パーティションやアクリル板、フェイスシールドなど
- ②接触感染予防対策…非接触型消毒液自動噴霧器、足踏み式消毒液スタンドなど
- ③換気による感染予防対策…空気清浄機、エアコン(換気や除菌機能を有しているもの)、サーキュレーター、加湿器など
- ④健康管理対策…非接触型体温計、サーモカメラなど
- ⑤その他感染防止に資する対策

※補助対象経費について、他の補助金などから補助を受けている場合は対象外となります。

※備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象とします。

※換気扇・網戸等設備について、修繕の費用も対象とします。

※上記に記載がないもので、対象経費に該当するかの確認については、事前にお問い合わせください。

•申請窓口・問い合わせ

町産業経済課 経済グループ ☎27-2486